

議案第 41 号

桃原用昇奨学基金条例及び桃原用昇高等学校奨学基金条例の特例並びに廃止に関する 条例

(桃原用昇奨学基金条例及び桃原用昇高等学校奨学基金条例に関する特例)

第 1 条 令和 8 年度に限り、桃原用昇奨学基金条例（平成 24 年石垣市条例第 1 号）第 5 条及び桃原用昇高等学校奨学基金条例（令和 5 年石垣市条例第 14 号）第 5 条の規定にかかわらず、（仮称）一般財団法人桃原用昇奨学・文化振興財団設立に要する費用及び運用資金に充てるため、桃原用昇奨学基金並びに桃原用昇高等学校奨学基金を処分することができる。

(桃原用昇奨学基金条例及び桃原用昇高等学校奨学基金条例の廃止)

第 2 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 桃原用昇奨学基金条例（平成 24 年石垣市条例第 1 号）
- (2) 桃原用昇高等学校奨学基金条例（令和 5 年石垣市条例第 14 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

桃原用昇奨学金事業を継承する（仮称）一般財団法人桃原用昇奨学・文化振興財団の設立に当たり、桃原用昇奨学基金及び桃原用昇高等学校奨学基金を処分するため、条例に特例を設けた上で廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。